

京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準

# 包装基準の手引

<平成27年4月>

京都市

文化市民局 暮らし安全推進部 消費生活総合センター

## 目 次

<b>第1 包装基準制定の趣旨</b> .....	<b>P. 1</b>
<b>第2 包装基準の適用範囲</b> .....	<b>P. 2</b>
<b>1 商品の範囲</b> .....	<b>//</b>
(1) 消費者に供給される商品 .....	<b>//</b>
(2) 商品の取引に付随して提供される商品 .....	<b>//</b>
<b>2 適用しない商品</b> .....	<b>//</b>
(1) 宝石類, 貴金属類 .....	<b>//</b>
ア 宝石, 貴金属の範囲 .....	<b>//</b>
イ 宝石類, 貴金属類の類に当たるものの範囲 .....	<b>P. 3</b>
(2) 極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるもの .....	<b>//</b>
ア 美術工芸品及びこれに準ずるものの範囲 .....	<b>//</b>
イ 「極めて高価である」こと .....	<b>//</b>
<b>3 包装の範囲</b> .....	<b>//</b>
(1) 適用する包装(消費者包装) .....	<b>//</b>
ア 消費者が購入を決定するときの包装とする場合 .....	<b>//</b>
イ 消費者が受け取ったときの包装とする場合 .....	<b>P. 4</b>
ウ 消費者包装に選択性がある場合の部分適用 .....	<b>//</b>
① 個別販売品を内容品とした「二次使用目的の包装」 .....	<b>//</b>
② 個別販売品の「詰め合わせ・抱き合わせ」の包装 .....	<b>//</b>
③ 同じ内容品で複数の包装形態がある場合の最も簡易な包装以外の包装 .....	<b>//</b>
<用語: 詰め合わせ, 抱き合わせ, 二次使用目的の包装> .....	<b>//</b>
(2) 適用しない包装 .....	<b>P. 5</b>
ア 業務用の包装 .....	<b>//</b>
イ 消費者包装に付加する包装 .....	<b>//</b>
<b>4 内容品の範囲</b> .....	<b>//</b>
(1) 商品の中身に当たるもの .....	<b>//</b>
ア 最小単位の包装 .....	<b>//</b>
イ 社会的・文化的背景のある包装 .....	<b>//</b>
ウ 収納ケース等 .....	<b>P. 6</b>
エ 中古品など, 一度消費者に供給された商品の包装 .....	<b>//</b>
オ 特注品の包装 .....	<b>//</b>
(2) 品質保持のために不可欠なもの .....	<b>//</b>
<b>第3 適正な包装について</b> .....	<b>P. 7</b>
<b>1 適正な包装の基本的な考え方</b> .....	<b>//</b>
(1) 過大包装 .....	<b>//</b>
(2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装 .....	<b>//</b>
(3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装 .....	<b>//</b>
(4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装 .....	<b>//</b>
<参考 過大包装と過剰包装の区別> .....	<b>P. 8</b>
<b>2 過大包装の判定基準</b> .....	<b>P. 9</b>
(1) 空間容積率について .....	<b>//</b>
(2) 包装経費について .....	<b>//</b>
(3) 「あげぞこ」等について .....	<b>//</b>
(4) 「二次使用機能」について .....	<b>//</b>
(5) 詰め合わせ, 抱き合わせの包装について .....	<b>P. 10</b>
(6) ただし書きの適用について .....	<b>//</b>

<b>3 消費者に分かりやすい商品とするために</b> .....	<b>P. 11</b>
(1) 内容等の表示 .....	〃
(2) 事業者名等の表示 .....	〃
<b>第4 包装基準に適合しない商品の是正について</b> .....	<b>P. 12</b>
<b>1 指導等の対象となる事業者</b> .....	〃
<b>2 包装基準に適合しないことの判定</b> .....	〃
(1) 報告(改善)の依頼 .....	〃
(2) 報告内容の審査 .....	〃
<b>3 指導, 勧告及び公表</b> .....	<b>P. 13</b>
(1) 指導 .....	〃
(2) 勧告 .....	〃
(3) 公表 .....	P. 14

**【別図・別表】**

図1 包装基準を適用する商品の範囲 .....	P. 15
図1-2 適用しない商品 .....	P. 16
図1-3 包装に選択性がある場合の部分適用 .....	P. 17
図2 過大包装の判定, 是正指導の流れ .....	P. 18
別表 ただし書き適用の例示 .....	P. 19

**【例規等】**

◇京都市消費生活条例(抄) .....	P. 21
◇京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準 .....	P. 23
◇包装の適正化に関する要綱 .....	P. 25
〃 別表 空間容積率の求め方 .....	P. 26
◇包装基準に適合しない商品を供給する事業者に対する 指導, 勧告及び公表に関する実施要領 .....	P. 30
〃 様式1~5 .....	P. 31

このマニュアルの本文中において、特に断りのない場合、  
 条例は「京都市消費生活条例」を、  
 包装基準は「京都市消費生活条例第17条第1項に基づく包装基準」を  
 要綱は「包装の適正化に関する要綱」を  
 要領は「包装基準に適合しない商品を供給する事業者に対する指導, 勧告及び  
 公表に関する実施要領」を指す。

名称変更に伴い、課名を掲載した箇所を変更しています。

(旧) 市民総合相談課 → (新) 消費生活総合センター  
 (平成23年4月改訂)

(旧) 市民生活部 → (新) 暮らし安全推進部  
 (平成27年4月改訂)